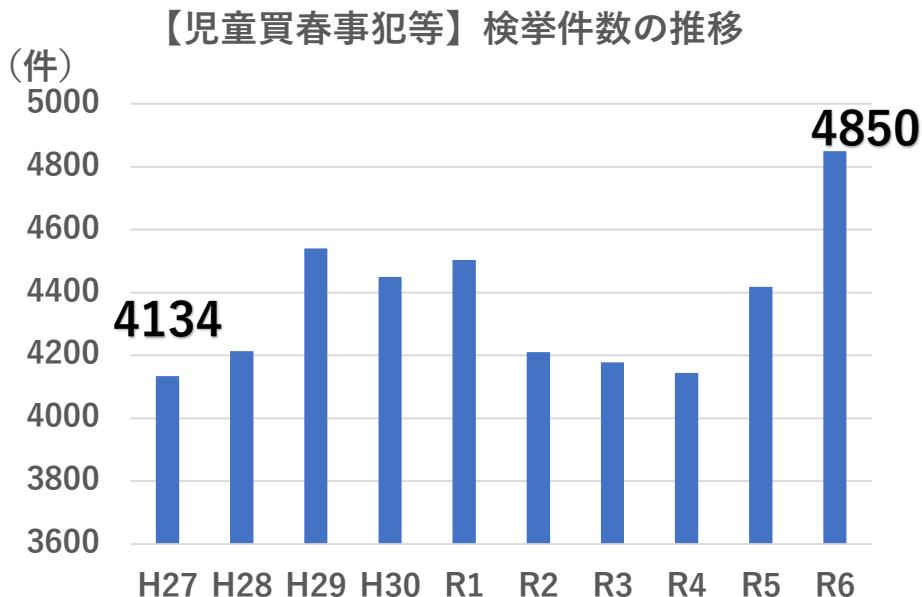


## 子どもの性被害

内閣府「こども、若者の性被害に関する状況等について」では、子どもの4人に1人が性被害にあい、件数は増加傾向にあり令和6年では2年連続増加し、過去10年で最多になる。



※警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」を基に作成

子どもの性被害は気づかれにくいといいます。

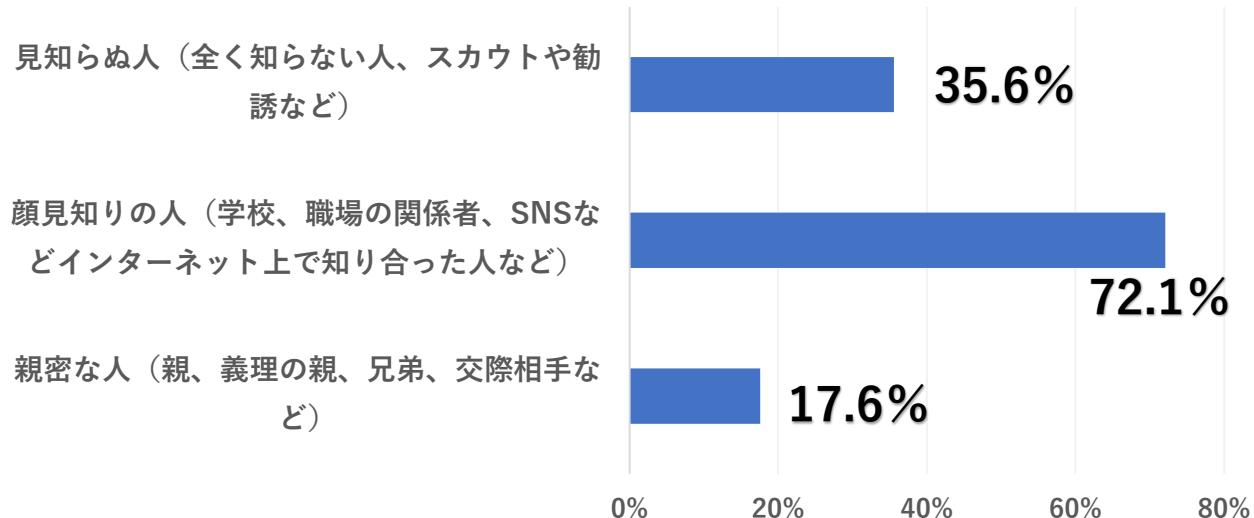
- ◎人目につかないところで行われている
- ◎性的な知識が少ないので、何をされているかわからない
- ◎家族や親しい人からの被害は、子ども自身が隠そうすることもある
- ◎優しくして信頼させ、加害を継続する「性的グルーミング」による被害もある

また子ども自身が、

- ◎被害を認識できない
  - ◎話したら叱られるかもしれない
  - ◎脅されて話せない
  - ◎自分にも悪い所があったかもしれない
- と考え、打ち明けられずにいることがあります。



## 最も深刻な/深刻だった被害の加害者との関係 ※複数回答



※内閣府 令和4年3月報告書「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」を基に作成

加害者は **”知らない人”** とは限りません。

子どもの性被害は、相手と対等な関係でなかったり、断れない状況、はっきり嫌だと言えない状況で被害にあります。

- ◎抱きつかれる、服を脱がされる
- ◎裸や下着姿の写真・動画を撮られる、送るよう要求される
- ◎水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られる など

また、狙われるるのは女の子だけではなく、男の子も被害にあります。男の子の場合、性的な**「あそび」**や**「いたずら」**仲間どうしの**「ノリ」**と軽視され、小さい男の子であれば警戒心も薄く、トイレに入る際も一緒に入っても怪しまれないなどターゲットにしやすい理由もあります。



警視庁「犯罪統計資料 令和6年度1~12月確定値」では、不同意わいせつの認知件数で女性は6629件、男性は363件と圧倒的に女性が多いですが、男性も年々件数は増えており、男性363件のうち、**0~12歳は126件、13~19歳は118件**と被害の多くを占めます。

※刑法の一部が改正（令和5年7月13日施行）され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更

「魂の殺人」と呼ばれるほど、被害者の心的影響は大きいと言われます。

- ◎眠れない ◎自分に自信がない ◎外出するのが怖い
- ◎人付き合いがうまくいかなくなる
- ◎誰の事も信じられない など

被害が理解できない年齢だった場合、思春期になり自分に起きたことは「性被害」だと認識することもあります。



### 子どもから被害を伝えられたら

- ◎子どもを責めない
- ◎疑わず、話をしっかりと聞く
- ◎記録に残す（メモ、録音、録画）
- ◎親が軽いケースだと思えても大丈夫と決めつけない
- ◎「いつ」「どこで」「どのように」は、なるべく聞かない  
(何度も詳しく聞く事によって記憶に影響してしまう場合がある)
- なるべく早く専門機関や専門家に相談して下さい。

### 相談先一覧

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号  
**「#8891（はやくワンストップ）」** 24時間365日相談できます
- ・京都SARA **075-222-7711**
- ・性犯罪被害者相談電話共通番号  
**「#8103（ハートさん）」**
- ・性暴力に関するSNS相談  
Cure time 「キュアタイム」

- ・相談
  - ・病院受診
  - ・カウンセリング
  - ・関係機関への付き添い
  - ・弁護士相談
  - ・関係機関と連携した支援
- 適切な支援が受けられます。



### 普段から家庭内で話し合う

- ◎水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は見せない・触らせない
- ◎「嫌だ」とはっきり断っていい
- ◎「入りやすくて、見えにくい場所」に注意する
- ◎「怪しい人」ではなく「危ない場所」を話し合う  
(よく遊ぶ場所、よく通る道でも時間帯によって人通りの少なさや死角になりやすい場所は気を付ける)

# 女性相談窓口



## 一般相談

月曜日～金曜日（祝・年末年始を除く）  
午前10時～正午 午後1時～午後5時（最終受付は午後4時）  
面接相談と電話相談があります。  
(いずれの相談も、1人1日1回)  
○女性からの様々なご相談に応じます。  
○予約は必要ありません。



## 専門相談

毎月第2・4の木曜日（祝日の場合は変更）  
午後1時30分～午後4時30分  
面接相談です。（1人1日1回 50分）  
○フェミニストカウンセラーが相談に応じます。  
○事前に予約が必要です。（1日3名まで）



## 女性のための弁護士相談

原則毎月第4火曜日（祝日の場合は変更）  
午後1時30分～午後3時20分（1人30分）  
○場所…文化センター2階会議室  
○事前に予約が必要です（毎月初めに予約開始）  
八幡人権・交流センター窓口または相談専用電話  
午前10時～正午・午後1時～午後4時

場所：八幡人権・交流センター

（八幡市八幡軸63番地）

TEL 075-983-1784（相談専用電話）

